

(速度表示装置)

第152条 速度表示装置の表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、保安基準第48条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 速度表示装置は、次表上欄に掲げる速度で走行する場合に同表下欄に掲げる個数の灯火（以下「速度表示灯」という。）を自動的に点灯する構造であること。この場合において、左側の速度表示灯の点灯開始速度は、技術的に可能な限り低い速度とし、いかなる場合にあっても20km/hを超えてはならない。

60km/hを超える速度	3個
40km/hを超えて60km/h以下の速度	2個
40km/h以下の速度	1個

二 速度表示灯には、自動車の電源スイッチを除き、速度表示灯を容易に消灯できる手動スイッチ等を設けるものでないこと。

三 速度表示灯は、前方100mの距離から点灯している灯火の数を確認できるものであること。

四 速度表示灯の灯光の色は、黄緑色であること。

五 速度表示灯の表示は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。

六 速度表示装置は、運転者が運転者席においてその作動状態を確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

2 速度表示装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第48条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 速度表示灯の取付位置は、前面ガラスの上方であり、かつ、地上1.8m以上であること。この場合において、取付位置は、照明部中心の位置によるものとする。

二 速度表示灯は、横に配列するものとし、その点灯の順序は、左側の灯火、右側の灯火、中間の灯火の順であること。この場合において、速度表示装置の速度表示灯は、3個をほぼ水平に、かつ、等間隔に配列し、その間隔は300mm±50mmとし、その中間灯火は、車両中心線付近に配置するものとする。

三 速度表示灯の表示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、40cm²以上であること。